

# 千の恵み訪問看護ステーション利用料金表 <訪問看護・予防訪問看護>

【令和6年6月改定版】

以下の①②③の項目を合計したものがご利用料金になります。

## ①基本料金

(円)

	保健師・看護師が訪問した場合								理学療法士等が訪問した場合					
	20分未満		30分未満		60分未満		90分未満		20分		40分		60分	
	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防
利用料金	3,140	3,030	4,710	4,510	8,230	7,940	11,280	10,900	2,940	2,840	5,880	5,680	8,820	8,520
1割負担	314	303	471	451	823	794	1,128	1,090	294	284	588	568	882	852
2割負担	628	606	942	902	1,646	1,588	2,256	2,180	588	568	1,176	1,136	1,764	1,704
3割負担	942	909	1,413	1,353	2,469	2,382	3,384	3,270	882	852	1,764	1,704	2,646	2,556

## ②加算料金

介護保険の規定により以下の場合には加算料金が必要になります。

(円)

加算	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件等	
初回加算	3,500円/月	350	700	1,050	新規に訪問看護計画を作成し、病院から退院した日に初回のサービスを行った場合	
	3,000円/月	300	600	900	新規に訪問看護計画を作成し、初回のサービスを行った場合	
緊急時訪問看護加算	6,000円/月	600	1,200	1,800	24時間連絡体制にあり、かつ緊急時訪問を必要に応じて行う場合 ※緊急訪問時の看護業務の負担軽減に資する十分な業務体制の整備を行っている	
特別管理加算Ⅰ	5,000円/月	500	1,000	1,500	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	
特別管理加算Ⅱ	2,500円/月	250	500	750	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	
早朝・夜間加算	基本料金の25%加算			早朝(6:00～8:00)、夜間(18:00～22:00)		
深夜加算	基本料金の50%加算			深夜(22:00～明朝6:00)		
長時間訪問看護加算	3,000円/月	300	600	900	特別管理加算対象者で、90分を超えて訪問看護を実施する場合(定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合は算定対象外)	
複数名訪問加算(Ⅰ)	2,540	254	508	762	2人の看護師等が同時に訪問する場合(30分未満)	
	4,020	402	804	1,206	2人の看護師等が同時に訪問する場合(30分以上)	
複数名訪問加算(Ⅱ)	2,010	201	402	603	看護師等と看護補助者が同時に訪問する場合(30分未満)	
	3,170	317	634	951	看護師等と看護補助者が同時に訪問する場合(30分以上)	
ターミナルケア加算	25,000/死亡月	2,500	5,000	7,500	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合 ご利用者及びご家族等の同意を得てターミナルケアを実施した場合	
退院時共同指導加算	6,000	600	1,200	1,800	入院中や入所中の方に主治医と連携して必要な指導を行った場合1回に限り算定(特別な管理を必要とする方は2回算定する場合あり)	
看護・介護職員連携強化加算	2,500円/月	250	500	750	たんの吸引・経管栄養が必要な方の訪問介護員に助言・指導を行った場合(予防を除く)	
看護体制強化加算	前6ヶ月において緊急時訪問看護加算を算定した利用者数の割合が50%以上(1回/月) 前6ヶ月において特別管理加算を算定した利用者数の割合が20%以上					
	(Ⅰ)	5,550	550	1,100	1,650	前12ヶ月においてターミナルケア加算を算定した利用者数が5名以上
	(Ⅱ)	2,000	200	400	600	前12ヶ月においてターミナルケア加算を算定した利用者数が1名以上
(予防)	1,000	100	200	300	訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が60%以上	
口腔連携強化加算	500円/月	50	100	150	口腔の健康状態の評価を実施し歯科医療機関とケアマネージャーに情報提供を行う	

※支給限度額を超えて利用する場合・・・支給限度額を超えた分の利用料金が全額自己負担となります。

## ③ [その他自費費用]税込

交通費	通常の業務の実施地域内を超えた地点から1km当たり50円請求
死後の処置	家族の希望で行われる死後の処置料金 20,000円
土曜日・日曜日	利用料金+1,000円/1日 ※ 医師の指示で土・日訪問が必要な時や緊急対応時は不要です
年末年始(12/30～1/3)	利用料金+3,000円/1日 ※ 医師の指示で土・日訪問が必要な時や緊急対応時は不要です